

みやこ町教育委員会告示第19号

みやこ町学校給食用物資調達納入取扱要綱を次のように定める。

令和6年12月5日

みやこ町教育委員会教育長職務代理者 刀根 伸

みやこ町学校給食用物資調達納入取扱要綱

みやこ町学校給食用物資調達納入取扱要綱（平成25年みやこ町教育委員会告示第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、みやこ町学校給食センターにおける学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）の調達等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給食用物資の調達等）

第2条 給食用物資の調達は、みやこ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が登録するみやこ町学校給食用物資調達納入業者（以下「納入業者」という。）から行うものとする。

2 教育委員会は、みやこ町内の業者の育成に留意し、公正に納入業者を登録するものとする。

（登録の要件）

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を全て満たす者を納入業者として登録することができる。

（1） 立地条件 みやこ町に本店又は営業所があること。ただし、給食用物資の調達に関し、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（2） 経営基準 次に掲げる要件

ア 確実な資本金で経営され、教育委員会との取引に適した常時営業が行われていること。

イ 工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有していること。

ウ 仲介業でないこと。

（3） 信用状況 次に掲げる要件

ア 経営状態が堅実良好で、学校給食を理解し、協力的であること。

イ 食品に関する法律及び諸規程が遵守されていること。

ウ 現在も引き続いて2年以上その営業に従事していること。

エ 納税義務が履行されていること。

(4) 衛生状況 次に掲げる要件

ア 保健所の食品衛生監視点が81点以上であること。

イ 製造加工業者については、材料倉庫、製品倉庫、冷凍設備その他衛生上必要な設備を完備していること。

(5) 供給能力 教育委員会が指定する使用目的、場所、期日及び時刻に給食用物資の納入ができること。

2 前項の規定にかかわらず、代表者及び従業員が、みやこ町暴力団排除条例（平成22年みやこ町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する場合は、納入業者として登録することができない。

（登録の申請）

第4条 納入業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みやこ町学校給食用物資調達納入業者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 単価表（様式第2号）

(2) 栄養分析試験結果（特に指定するものについては証明書を添付）

(3) 納入希望品の直近1年間の販売内訳

(4) 営業所及び工場設備の平面図

(5) 所轄税務署の完納証明書

(6) 営業所及び工場設備の所在市町村の完納証明書

(7) 主な販売品目（原則として3品目以上）及び販売先

(8) 食品衛生監視表

(9) 従業者及び従業員の健康管理状況及び検便検査結果（納入業者の登録に係る当該検査料については、自己負担とする。）

(10) その他教育委員会が必要と認める書類

2 申請期間は、毎年1月4日から1月末日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）までとする。ただし、自然災害、事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、追加の申請期間を設けることができる。

（登録等）

第5条 教育委員会は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、

審査の結果、登録を認めるときは、みやこ町学校給食用物資調達納入業者登録通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 登録の有効期間は、当該年の4月1日から翌年の3月末日までとする。

3 第1項の規定により登録の通知を受けた者（以下「登録業者」という。）は、誓約書及び印鑑届出書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

（変更の届出）

第6条 登録業者は、申請内容に変更が生じたときは、必要な書類を添えて、教育委員会に届けなければならない。

（登録の取消し）

第7条 教育委員会は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

（1） 第3条に規定する登録の要件に適合しなくなったとき。

（2） 教育委員会の改善指示に従わなかったとき。

（3） 保健福祉環境事務所等の監督官庁の命令により業務の執行を停止させられたとき。

（給食物資購入の方法）

第8条 教育委員会は、登録業者に対して、給食用物資の注文書（以下「注文書」という。）を送付しなければならない。

2 登録業者は、注文書に基づき該当品名の価格を算出し、栄養分析書を添えて教育委員会の指定する日までに見積書を提出しなければならない。

3 教育委員会は、物価の著しい変動により、第4条第1項第1号の単価表と比較し、前項の見積金額が著しく不適當となったときは、登録業者と協議の上、市場の実情を考慮して見積金額又は内容を変更することができる。

4 登録業者による給食用物資は、教育委員会が指定した時期に納入しなければならない。

5 教育委員会から検査及び検収を命じられた職員は、登録業者の立会いのもと、給食用物資の現品、納入伝票及び注文書を照合し、確認するとともに価格、量目及び鮮度汚染状態等を検査する。

6 登録業者は、生鮮食品の産地名を納入伝票に記入しなければならない。

7 教育委員会は、検査員の検査及び検収の結果、不良品その他不適當である給食用物

資については、交換又は返品することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

みやこ町教育委員会教育長 様

所在地

会社名

代表者名

⑩

電話番号

みやこ町学校給食用物資調達納入業者登録申請書

年度のみやこ町学校給食用物資調達納入業者として登録を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

(1) 創業年月日	
(2) 資本金	
(3) 従業員	事務関係 人 販売関係 人 製造関係 人 輸送その他 人
(4) 輸送能力	

〔添付書類〕

- (1) 単価表（様式第 2 号）
- (2) 栄養分析試験結果（特に指定するものについては証明書を添付）
- (3) 納入希望品の直近 1 年間の販売内訳
- (4) 営業所及び工場設備の平面図
- (5) 所轄税務署の完納証明書
- (6) 営業所及び工場設備の所在市町村の完納証明書
- (7) 主な販売品目（原則として 3 品目以上）及び販売先
- (8) 食品衛生監視表
- (9) 従業者及び従業員の健康管理状況及び検便検査結果
- (10) その他教育委員会が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

単 価 表 (年度)

[illegible]

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

所在地

会社名

代表者名

電話番号

みやこ町教育委員会教育長



みやこ町学校給食用物資調達納入業者登録通知書

年度のみやこ町学校給食用物資調達納入業者として、登録しましたので通知します。

記

登録期間

年 月 日 から

年 月 日まで

様式第 4 号（第 7 条関係）

誓 約 書

年度みやこ町学校給食用物資調達納入業者として、みやこ町学校給食用物資調達納入取扱要綱を厳守します。また、下記の事項を厳守するとともに、万一違反行為で指定の取消しを受けても、一切の異議申立てはしません。

記

- 1 みやこ町学校給食用物資調達納入取扱要綱の定めに従い、適切な物資の調達と納入を行うこと。
- 2 教育委員会の注文書の指定どおり、内容、品質及び量目の正確を期すること。
- 3 指定の日時に納入すること。
- 4 一部でも違反する物品を納入した節は、その代金を請求することなく良品と交換し、又は返品を受け、全責任を負うこと。
- 5 工場及び事業所の設備又は家族及び従業員の健康管理につき指定に従うこと。
- 6 代表者及び従業員は、みやこ町暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- 7 その他必要事項につき教育委員会の指示に従うこと。

以上のとおり誓約します。

年 月 日

所在地

会社名

代表者名

⑨

みやこ町教育委員会教育長 様

印 鑑 届

登 録 印

年度みやこ町学校給食用物資調達納入に関する一切の事務処理について、上記の印鑑を使用しますのでお届けします。

年 月 日

所在地

会社名

代表者名

⑨

みやこ町教育委員会教育長 様